

### 成年後見支援センターで市

## 15年4月めどに設置

市は9日、認知症や知的障害などで判断力が十分でない人の権利保護を目的とした「成年後見制度」の利用環境を整えるため、2015年4月をめどに「成年後見支援センター(仮称)」を設置する方針を市会本会議で

明らかにした。高齢化に伴って利用者が増えていくことを踏まえ、後見人の育成などを担う。この制度は、自分で物事を十分判断できない人に代わり、後見人が財産管理や福祉サービスの手続きなどをす

るもの。市によると、潜在的な利用者と見込まれる認知症や知的障害のある人などは、今年4月現在で計約1万4千人に上るとい

市は先月、司法や福祉関係者らと連携を図るため「市後見制度支援連絡協議会」の初会合を開催。今後、センターの詳細について意見交換する。

センターでは、研修を受け、家庭裁判所に選任された上で業務に当たる「市民後見人」の養成や、制度の紹介、相談などを行う予定。

(新聞真理)